

吉岡町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1)職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	吉 岡 町				民 間	
	職員数	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢	平均給与 月 額
全 体	9 人	53.8 歳	303,467 円	318,390 円		
給食員	6 人	54.3 歳	319,917 円	330,549 円	42.3 歳	276,900 円
その他	3 人	51.0 歳	270,756 円	294,073 円		

民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査による数値です。

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給の平均額です。

「平均給与月額」とは、基本給のほか扶養、住居、通勤、時間外勤務等の手当額の合計の平均です。

技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2)その他給与に関する事項

ア 給料表について

行政職給料表（一）を適用（国家公務員行政職俸給表（一）相当）

なお、本町の技能労務職員については、6級のうち3級までを使用

イ 昇給基準

毎年1月1日に4号給を標準として昇給（55歳以上の職員は、2号昇給）

2 基本的な考え方

本町技能労務職員の給与等については、これまでも点検、見直しを実施してきたが、今後も国、県および類似町村の職員、また、民間企業の従事者との均衡を図るため、引き続き適正な給与体系となるよう努める。

3 具体的な取り組み内容

(1)給料・手当等について

給与等に関しては、平成18年4月1日に技能労務職員を含むすべての職員について、給与構造改革を実施した。また、平成19年4月には特殊勤務手当の大幅な見直しを実施し、手当数の削減を行った。（8 2）

(2)職員採用について

当町において技能労務職員については、平成6年7月を最後に新規採用を行っていない。

4 その他

現在当町では、平成19年4月に機構改革を実施し、それに伴う事務事業の見直しを継続的に行っているが、今後、現業職場においても退職者の動向を勘案し、民間委託及び指定管理者制度の導入も視野に検討していく。